

報告第1号

議会の委任による専決処分の報告について

(公用車の事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告する。

令和4年3月17日 提出

湯梨浜町長 宮脇正道

## 専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、法律上町の義務に属する損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和4年2月20日

湯梨浜町長 宮脇 正道

公用車の事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上町の義務に属する事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1. 和解の相手方  
鳥取県湯梨浜町 個人
2. 和解の要旨  
町側の過失割合を9割とし、町は、物的損害に対する損害賠償金456,578円を支払うものとする。
3. 事故の概要
  - (1) 事故発生日  
令和3年12月22日(水)
  - (2) 事故発生場所  
湯梨浜町大字南谷地内 交差点
  - (3) 事故の状況  
上記事故発生場所において公用車が交差点を横断する際、一時停止線で停止後に、見通しの悪い右方向に気を取られ、左方向の確認が不十分なまま交差点に進入し、左より直進してきた相手方車両の右側面に衝突し、破損させたもの。